

## 豊田市総合点の算定について

### 平成 24 年度豊田市総合点の算定における変更点について

エコドライブ宣言は、事業の見直しにより、登録証明の有効期限（平成 24 年 3 月 31 日）をもってその更新を終了します。これに伴う豊田市総合点の今後の対応は、以下のとおりです。

#### (1) 有効期限平成 24 年 3 月 31 日までの登録証明の交付を受けている事業者の方

- ・現在交付している登録証明（有効期限：平成 24 年 3 月 31 日）により、豊田市総合点への加点が平成 24 年度の 1 年間有効となります。
- ・現在交付している登録証明の期限（平成 24 年 3 月 31 日）以後、登録証明の更新はできません。

#### (2) 有効期限平成 24 年 3 月 31 日までの登録証明の交付を受けていない事業者の方

- ・終了に伴う緩和措置として、今年度中に以下の更新条件（※）を満たした事業者の方は、「有効期間：平成 24 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの登録証明」を交付します。なお、証明書交付の手続きについては、提出時期が近づきましたら、改めてご連絡します。
- ・上記の登録証明（有効期間：平成 24 年 3 月 1 日～3 月 31 日）により、豊田市総合点への加点が平成 24 年度の 1 年間有効となります。
- ・現在交付している登録証明の期限（平成 24 年 3 月 31 日）以後、登録証明の更新はできません。

#### ※【更新条件】

以下の①、②ともに満たした従業員が全体の 60%以上であることが条件となります。

- ① 給油データの入力を実施していること（半年に 1 回以上の入力がされていること）
- ② 今年度実施する実施状況調査に協力していること

## 1 豊田市総合点

豊田市総合点は、毎年3月1日を算定基準日とし、同年4月1日から翌年3月31日までの間、適用します。なお、豊田市総合点は、客観点と豊田市発注者別評価点の合計で求めます。

ただし、随時申請（新規申請、業種追加申請）に対する豊田市総合点は、豊田市発注者別評価点を算定せず、客観点のみで総合点を算定します。

$$\text{豊田市総合点} = \text{客観点} + \text{豊田市発注者別評価点}$$

### <客観点>

客観的事項として評価するのは、経営事項審査の総合評定値（P点）のみとなります。

原則、平成22年7月1日から平成23年6月30日の間に審査基準日があるものを用い、申請を希望する業種ごとに評価します。

### <豊田市発注者別評価点>

豊田市発注者別評価点は、工事成績評定点、優良業者等認定点、入札参加停止措置点に加え、企業の信頼性・社会性・地域性の各評価項目について、それぞれ点数を算定し、合計して得た点数とします。

$$\begin{aligned} \text{豊田市発注者別評価点} = & \text{工事成績評定点} + \text{優良業者等認定点} \\ & + \text{入札参加停止措置点} + \text{信頼性・社会性・地域性評価点} \end{aligned}$$

なお評価項目には、必要書類の提出に関わらず評価対象とする必須評価項目と、必要書類を提出された場合にのみ評価対象とする任意評価項目があります。

#### ◇必須評価項目

- 工事成績評定点
- 優良業者等認定点
- 入札参加停止措置点
- 信頼性・社会性・地域性評価点
  - ・建設業退職金共済制度加入の有無
  - ・退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

#### ◇任意評価項目

- 信頼性・社会性・地域性評価点
  - ・ISO14001の認証取得
  - ・エコアクション21の認証取得
  - ・地球温暖化防止のためのCO2排出量削減などの企業としての取り組み
  - ・男女共同参画社会への貢献となる特別な制度
  - ・法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況
  - ・災害巡視応急対応業務、緊急修繕業務及び道路雪氷対策業務に関する協定書の締結（その他災害等協定を含む）

- ・ 豊田市消防団協力事業所表示制度の認証
- ・ まちかど救急ステーションの認定
- ・ ISO9001 の認証取得

## 2 豊田市発注者別評価点について

### (1) 工事成績評定点（登録希望の業種単位で評価）

豊田市及び豊田市土地開発公社が発注した設計金額130万円を超える工事のうち、工期末が算定基準日の前々年の1月1日から前年12月31日の間にある工事を対象とします。また、水道施設工事業については、各評価項目の対象工事が豊田市発注工事ではなく、豊田市上下水道局発注工事とします。ただし、以下の工事は除きます。

- ① 緊急工事
- ② 共同企業体により施工した工事のうち、代表構成員ではない場合
- ③ 算定基準日において、工事目的物の引渡しを受けていない工事

#### <算定式>

工事成績評定点は、以下の算定式に基づいて算定します。なお、工事成績評定点は小数点以下第1位を四捨五入し、工事成績の平均点は小数点以下第2位を四捨五入します。

$$\text{工事成績評定点} = (\text{工事成績の平均点} - 65 \text{点}) \times 3$$

### (2) 優良業者等認定点（登録希望の業種単位で評価）

算定基準日の属する年度及びその前年度のいずれかに、豊田市の優良、粗雑、不良・不適格業者の認定を受けた場合、下表に従い加点又は減点を行います。

	優良業者	粗雑業者	不良・不適格業者
点数	20点	△10点	△20点
2か年度連続	30点	△20点	△30点

- ・ 優良業者（業種別工事成績の平均が80点以上の者）は加点
- ・ 粗雑業者（業種別工事成績の平均が50点以上65点未満の者）及び不良・不適格業者（業種別工事成績の平均が50点未満の者）は減点

### (3) 入札参加停止措置点（申請事業者単位で評価）

算定基準日の直前1年間に、豊田市より入札参加停止措置の決定を受けた場合に、入札参加停止期間に応じて下表のとおり減点します。ただし、入札参加停止期間の満了日が、翌年の算定基準日以降となる場合は、翌年度の発注者別評価点の算定の際にも減点します。

入札参加停止期間		点数
停止期間が月数の場合	停止期間が日数の場合	
1か月	30日以内	△10点
2か月	30日を超え60日以内	△20点
3か月	60日を超え90日以内	△30点
4か月以上	90日を超える	△40点

#### (4) 信頼性・社会性・地域性評価点

算定基準日において、下表に掲げる評価項目について評価を行い、項目ごとに加点を行います。  
 なお、信頼性・社会性・地域性評価点（建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無の2項目を除く）は必要書類を提出された場合にのみ評価対象とします。

評価項目名	評価基準の注記	提出書類等	評価点	配点
社会貢献	ISO14001の認証取得 (申請事業者単位で評価)	認定書の写し	10点	最大 10点
	エコアクション21の認証取得 (申請事業者単位で評価)	認定書の写し	5点	
	地球温暖化防止のためのCO2排出量削減などの企業としての取り組み (申請事業者単位で評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ通勤(TDM)に対する企業としての取り組み</li> <li>・エコドライブに対する企業としての取り組み</li> <li>・低公害車の利用促進(※注1)</li> <li>・チャレンジ25キャンペーンへの登録</li> </ul>	エコ通勤優良事業所認証等(※注2) エコドライブ宣言登録証明(※注3) 車検証等の写し 登録した証明等(※注4)	各5点	最大 10点

評価項目名	評価基準の注記	提出書類等	評価点	配点
社会貢献	男女共同参画社会への貢献となる特別な制度（申請事業者単位で評価） ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業等登録事業者 ・一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん）	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証（※注5） 一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注5）	各10点	最大10点
	・「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所（従業員数300人を超える事業所を除く。） ・別記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の認定（※注6）	愛知労働局への届出の写し（※注7） 男女共同参画センターの認証	各5点	
	法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況（申請事業者単位で評価）	雇用に関する状況表の写し または障がい者雇用状況申出書（※注8）	各5点	最大10点
	建設業退職金共済制度加入の有無（申請事業者単位で評価）	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注9）に記載の書類を提出		
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無（申請事業者単位で評価）	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注10）に記載の書類を提出		

評価項目名	評価基準の注記	提出書類等	評価点	配点
地域貢献	災害巡視応急対応業務、緊急修繕業務及び道路雪氷対策業務に関する協定書の締結(豊田市と締結した協定に限る) (登録希望の業種単位で評価)	記名・押印後の豊田市との協定書の写し	10点	最大 10点
	その他災害等協定 (登録希望の業種単位で評価)	記名・押印後の豊田市との協定書の写し(豊田市と各協会との協定の場合は、協会の会員名簿の添付が必要)	5点	
	・豊田市消防団協力事業所表示制度の認証 ・まちかど救急ステーションの認定 (いずれも申請事業者単位で評価)	認定書等の写し(※注11)	各5点	最大 5点
品質確保	ISO9001の認証取得 (申請事業者単位で評価)	認定書の写し	10点	10点

(注1)

- ・低公害車の利用促進は、下記に該当する車両の購入又はリースを評価対象とする。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低公害工事用車両等  
 ※対象となる電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車については、環境省水・大気環境局自動車環境対策課「低公害車の普及促進ポータルサイト」にて確認のこと(ただし、ハイブリッド乗用車はエンジン排気量が1,800cc以下のものを対象とする)。

<http://www.env.go.jp/air/car/lev/index.html>

※対象となる低公害工事用車両については、国土交通省総合政策局建設施工企画課「建設施工における環境対策ポータルサイト」にて確認のこと。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyoku/kankyoku.htm>

※申請に当たっては、該当する車種にマーカーをするなど申請内容を明確にしたものとする。

(注2)

- ・エコ通勤優良事業所認証制度

国土交通省総合政策局交通計画課 「エコ通勤ポータルサイト」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/>

※エコ通勤優良事業所認証

※豊田市の実施しているチャレンジエコ通勤は評価対象外

(注3)

・エコドライブ宣言登録証明

豊田市経営政策本部環境モデル都市推進課 「エコドライブ宣言ポータルサイト」  
<http://city.toyota.aichi.jp/division/a100/a103/index.html>

※環境モデル都市推進課の交付する証明書

(注4)

・チャレンジ25キャンペーン

環境省地球環境局「チャレンジ25キャンペーンポータルサイト」  
<http://www.challenge25.go.jp/index.html>

※参加申請書、申請受領通知(チャレンジャー登録IDが記載された参加受領メール)及び行動計画書、チャレンジ25宣言の写し

(注5)

・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者

愛知県労働部労政担当局労働福祉課 「ファミリー・フレンドリー企業ポータルサイト」  
<http://famifure.pref.aichi.jp/>

・一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定：認定マーク(くるみん)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課「一般事業主行動計画ポータルサイト」  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

(注6)

・下記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度を評価対象とする。

◇「育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の実施」(期間のみ対象：1年～1年6か月超)

※育児・介護休業法改正(平成22年6月30日)のポイント1参照

◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の実施」(日数のみ対象：93日/人超)

◇「育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の実施」

(子の年齢及び日数が対象：小学生以上及び1人5日/年、2人以上10日/年超)

※育児・介護休業法改正(平成22年6月30日)のポイント2参照

◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休暇制度の実施」

(日数のみ対象：1人5日/年、2人以上10日/年超)

※育児・介護休業法改正(平成22年6月30日)のポイント3参照

◇「短時間勤務制度の実施」(子の年齢のみ対象：3歳以上)

※100人以上の企業については育児・介護休業法改正(平成22年6月30日)のポイント4参照

◇家庭と仕事の両立支援に関する措置(2つ以上又は3歳以上を対象)

・フレックスタイム

・テレワークの実施

・ノー残業デーなど所定外労働をさせない制度

・託児施設の設置運営その他これに準じる便宜の供与

◇「子どもの出生時における父親の休暇取得」(有給の特別休暇制度)

◇「男性の育児休業取得」(過去3年以内 1か月以上)

◇「育児休業期間中の代替要員の確保」

◇「男女共同参画センター 講師派遣事業の実施」(過去1年以内)

- ◇「育児等退職者の再雇用特別措置等の実施」
- ◇「均等・両立推進企業表彰の受賞」（厚生労働省）
- ◇「職場復帰プログラムの実施」

### 育児・介護休業法改正（平成22年6月30日）のポイント

改正事項	改正後
1 男性の育児休業取得促進策の導入	母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで（2か月分は父（母）プラス分）に延長される。 <u>全ての事業者必須</u>
2 看護休暇制度の拡充	小学校就学前の子が1人の場合年5日、2人以上の場合年10日 <u>全ての事業者必須</u>
3 介護休暇制度の創設	要介護状態の家族 1人の場合年5日、2人以上の場合10日 <u>100人以上の企業の場合必須</u> <u>100人以下は平成24年6月30日（予定）～</u>
4 育児期の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化	3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務制度及び所定外労働の免除が義務化 ① 3歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けることが事業主の義務 ② 3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除される。 <u>100人以上の企業の場合必須</u> <u>100人以下は平成24年6月30日（予定）～</u>

※男女共同参画センター認証後の、「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書（様式2）を提出。

※参画センターへの申請に当たっては、該当する資料（労働基準監督署の受付印又は抄本認証した就業規則等の写し）を添付すること。なお、資料は当該事項にマーカーをするなど必要最小限の資料とすること。

（注7）

- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所

愛知労働局 「一般事業主行動計画ポータルサイト」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

（注8）

- ・常用労働者が56人以上の事業所は、ハローワークに提出した雇用に関する状況表の写しを添付
- ・常用労働者が55人以下の事業所は、障がい者雇用状況申出書（様式3）、雇用している従業員証、雇用契約書等の写し（週労働時間がわかるもの）及び障害者手帳等の写しを添付

(注9)

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に加入している予定の者は次の書類を提出。

- 1 独立行政法人勤労者退職金共済機構との特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を証する書類（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く）

(注10)

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に導入している予定の者は次の書類を提出。

- 1 独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。）が締結されていることを証する書類
- 2 退職金の制度について、労働協約の定め若しくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。）の定めがあることを証する書類
- 3 厚生年金基金（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。）が設立されていることを証する書類
- 4 法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。）が締結されていることを証する書類
- 5 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。）が導入されていることを証する書類
- 6 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。）が導入されていることを証する書類

(注11)

・豊田市消防団協力事業所表示制度の認証

豊田市消防本部庶務課

「消防団協力事業所ポータルサイト」

[http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ba00/ba01/1199040\\_7182.html](http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ba00/ba01/1199040_7182.html)

・まちかど救急ステーション

豊田市消防本部警防救急課

「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書

平成 年 月 日

豊田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

標記について、別紙のとおり申請します。

記

【対象となる制度】

男女共同参画社会への貢献となる特別な制度		※申請する項目の右欄に○を記入
育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の実施（法第5条の期間を上回ること）		
育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の実施（法第15条の期間を上回ること）		
育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の実施（日数および子の対象年齢を上回ること）		
育児・介護休業法の規定を上回る介護休暇制度の実施（法第16条の5の期間を上回ること）		
短時間勤務制度の実施（養育する子の対象年齢を上回ること）		
家庭と仕事の両立支援に関する措置 ※1		
フレックスタイム		
テレワークの実施		
ノー残業デーなど所定外労働をさせない制度		
託児施設の設置運営その他これに準じる便宜の供与		
子どもの出生時における父親の休暇取得（有給の特別休暇制度）		
男性の育児休業取得（過去3年 1か月以上）		
育児休業期間中の代替要員の確保		
男女共同参画センター 講師派遣事業の実施（過去1年）		
育児等退職者の再雇用特別措置等の実施		
「均等・両立推進企業表彰」の受賞（厚生労働省）		
職場復帰プログラムの実施		

- ※ 1・複数の取り組みを対象とします。  
 ・就業規則等で確認できるものを対象にします。

【根拠となる法令及び特別な制度の概要】

根拠法令	内 容

審査の結果、男女共同参画社会への貢献となる特別な制度として、右のとおり認定します。 (特記事項)	(認証印)
---	-------

障がい者雇用状況申出書

平成 年 月 日

豊田市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

下記のとおり、常用労働者55人以下の事業所における、法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況であることを申出します。

全労働者数 ①+②	人	労働者数① ※注1	人	短時間 労働者数②	人	①+ (②× 0.5)	カウント・・・A
		①のうち障がい者 である労働者数③	人	②のうち障が い者である短時 間労働者数④	人	④ ※注2	カウント・・・B

※注1：短時間労働者を除く

※注2：表1 【合計】より記入

算定式  $B \div A =$  (％) > 1.8% (法定雇用率)  
(小数点第2位は切捨て)

表1 就労形態

週所定労働時間	週労働 時間	30時間以上	(短時間労働者) 20時間以上 30時間未満	実雇用率 単位：カウント ※注3	
		該当する方に○印を付ける			
身体障がい者	時間				
	時間				
	重度	時間			
		時間			
知的障がい者	時間				
	時間				
	重度	時間			
		時間			
精神障がい者	時間				
	時間				
【合計】④					

※注3：表2により算定

表2 法定雇用率のカウント方法（厚生労働省による基準）

週所定労働時間	実雇用率	
	30時間以上	(短時間労働者) 20時間以上30時間未 満
身体障がい者	1カウント	0.5カウント
重度	2カウント	1カウント
知的障がい者	1カウント	0.5カウント
重度	2カウント	1カウント
精神障がい者	1カウント	0.5カウント

【必要添付資料】

- ・雇用している従業員証、雇用契約書等の写し（週労働時間がわかるもの）、障害者手帳等の写し